

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、固定資産税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	固定資産税管理事務 固定資産が固定資産税の課税客体となるためには、当該固定資産が、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在において、固定資産として存在していること及び当市に所在していることが原則であり、当市における固定資産の適正な台帳の作成及び管理は、当市に所在する固定資産の適正な評価額の決定及び適正な賦課を実施するためには不可欠な事務である。 ・地方税法に基づき、常陸太田市内の固定資産に対し、適正な資産台帳の作成及び管理、評価額の決定及び課税額を賦課する。 ①土地の適正な評価額の決定及び賦課をする事務 ②家屋の適正な評価額の決定及び賦課をする事務 ③償却資産の適正な評価額の決定及び賦課をする事務 ④土地・家屋・償却資産の所有者及び納税管理人の宛名の管理に関する事務 ⑤土地・家屋の地番図及び家屋現況図の情報を管理照会する事務 ⑥土地・家屋の評価額及び賦課に関する証明内容を管理照会する事務
③システムの名称	固定資産税システム・宛名管理システム・地番図システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項（地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第19条・第20条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条の2・第31条の3・第34条・第35条・第36条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3 ※別表第二における情報照会の根拠：なし （固定資産税管理事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部 企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部 総務課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	根拠修正
平成29年7月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 青木 拓生	課長 高木 道安	事後	人事異動に伴う変更のため、重大な変更にあたらない
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 高木 道安	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部企画課	事後	様式改正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第19条・第20条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条の2・第31条の3・第34条・第35条・第36条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3 ※別表第二における情報照会の根拠: なし (固定資産税管理事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第19条・第20条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条の2・第31条の3・第34条・第35条・第36条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第55条・第58条・第59条・第59条の3 ※別表第二における情報照会の根拠: なし (固定資産税管理事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 3. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月27日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	表紙 評価実施機関名	常陸太田市 大久保 太一	常陸太田市長	事後	標記の変更
令和3年8月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第19条・第20条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条の2・第31条の3・第34条・第35条・第36条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3 ※別表第二における情報照会の根拠: なし (固定資産税管理事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第19条・第20条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条の2・第31条の3・第34条・第35条・第36条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3 ※別表第二における情報照会の根拠: なし (固定資産税管理事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更

[illegible]